

仕 様 書

1 事業名称	健康づくり推進事業(健康展)印刷業務
2 品 名	① 健康展のご案内ポスター(デザイン企画印刷) ② 健康展のご案内リーフレット(回覧用) ③ 健康展のご案内リーフレット
3 規 格	① 仕上げ寸法 A3判 片面カラー ② 平版 A4判 片面カラー ③ 平版 A4判 片面カラー
4 数 量	① 500 枚 ② 2,200 枚 ③ 4,000 枚
5 紙 質	① コート紙中厚口110kg ② 一般紙中厚口90kg ③ 一般紙中厚口90kg
6 刷 色	片面 カラー印刷
7 印刷区分	オフセット印刷
8 入稿方法	電子媒体PDFデータ支給
9 製 本	① 特になし(片面 A3判仕上げ) ② 特になし(片面 A4判仕上げ) ③ 特になし(片面 A4判仕上げ)
10 納品形態	① 50 枚×10 包 ※他の形態でも可 ② 440 枚×5 包 ※他の形態でも可 ③ 500 枚×8 包 ※他の形態でも可
11 校 正	3回(インクジェット校正可能) (注)デザイン企画案は別とする ※実際の印刷企画データ校正で双方確認を行うこと
12 納 期	令和8年9月10日(木)
13 納入場所	大阪市福島区大開1-8-1 (福島区役所2階④窓口)
14 担 当	大阪市福島区保健福祉センター保健福祉課(健康推進) TEL:06-6464-9882

○ 「大阪市グリーン調達方針」 <http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>

(21-2) 印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること
ただし【判断の基準】(共通事項) (1)の紙に関する部分は適用しないものとする。

契約締結後、速やかに「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を「14 担当」へ提出し、承認を受けること

納品時にはサンプル紙と出荷確認票を提出すること

○ ①について、デザイン企画印刷であり、作成にあたり「14 担当」と十分な打ち合わせをおこなったうえでデザイン企画を行うこと。②について、デザインは①のポスターと同一内容のものとし、その下方に回覧用(署名、捺印用)の枠を設けたものとする。③について、デザインは①のポスターと同一とする。

○ この仕様書に関し疑義がある場合は「14 担当」へ問い合わせ、その指示を受けること。

○ 請負業者決定後における疑義については、すべて本市の解釈とする。

成果物に係る使用权及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、当区に帰属するものとする。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先０６－６４６４－９６２５）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。